

うみかぜテラス 利用者懇談会

茅ヶ崎公園体験学習センター

令和5年3月17日（金） 18：00～

18日（土） 10：00～

18日（土） 15：00～

1 指定管理者制度の導入

茅ヶ崎公園体験学習センター うみかぜテラス

- ▶ (仮称) 茅ヶ崎公園体験学習施設の管理運営の基本的な考え方 (平成30年2月)

本施設は、都市公園である茅ヶ崎公園における公園施設の一つであることから、都市公園法の理念に則り、「都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資する」ことを目的とします。

また、茅ヶ崎公園が持つ“みどり”や“海”といった風光明媚な環境や場所の特性を生かした「野外体験」や「ものづくり体験」など引き続き先駆的な青少年健全育成事業を行うとともに、高齢者、障害者の健康増進・いきがづくりや多様な主体の福祉活動の支援を行います。

施設における体験や学習を通じ、子どもからお年寄りまでが出会い、学び、楽しみ、仲間をつくるなど、あらゆる世代がふれあい活動することができる市民の憩いの場として本施設を設置します。

指定管理者制度とは？

- ▶ 指定管理者制度とは、公の施設をノウハウのある民間事業者等に管理してもらう制度

制度を導入する目的は？

メリット

- ▶ 多様化する利用者ニーズに効果的・効率的に対応するため、民間ノウハウを活用し、利用者サービスを図る。
- ▶ 公募による事業者間の競争原理により経費の削減等につながる。

デメリット

- ▶ 指定期間（概ね5年）ごとに指定管理者が変わった場合、サービスの継続性や連続性が保ちにくい

指定管理者制度の導入事例

▶ 全国で76,268施設が指定管理者制度を導入 (平成30年4月1日時点)

▶ 市内の指定管理者制度導入事例 (一部)

茅ヶ崎市民文化会館 (平成18年～)

茅ヶ崎公園野球場 (平成18年～)

茅ヶ崎市美術館 (平成18年～)

茅ヶ崎市屋内温水プール (平成18年～)

茅ヶ崎市総合体育館 (平成20年～)

茅ヶ崎市勤労市民会館 (平成21年～)

茅ヶ崎市駐車場 (第2～4駐車場) (平成27年～)

茅ヶ崎市柳島キャンプ場 (平成29年～)

柳島スポーツ公園 (PFI) (平成29年～)

うみかぜテラスにおける指定管理者制度の導入について

旧福祉会館：指定管理者制度

旧海岸青少年会館：直営

→当面の間、市直営としてスタートした経緯があります。

(将来的には民間事業者による運営への移行を想定)

- ▶ **新型コロナウイルスの影響がありましたが、利用者数、登録団体数とも増加傾向にあり、うみかぜテラスならではの主催事業も展開してまいりました。**
- ▶ **より充実した施設運営とするためには指定管理者制度の導入が望ましいと判断しました。**

うみかぜテラスに指定管理者制度を導入するメリット

- **きめ細やかな利用者対応**
→ スタッフは施設の運営に専念します
- **民間事業者のノウハウを活かした主催事業**
- **フリースペースの有効活用**
→ これまで以上に施設の魅力を引き出します
- **施設をより専門的な視点で維持管理**
→ 皆さまに安心安全に施設を利用していただけます

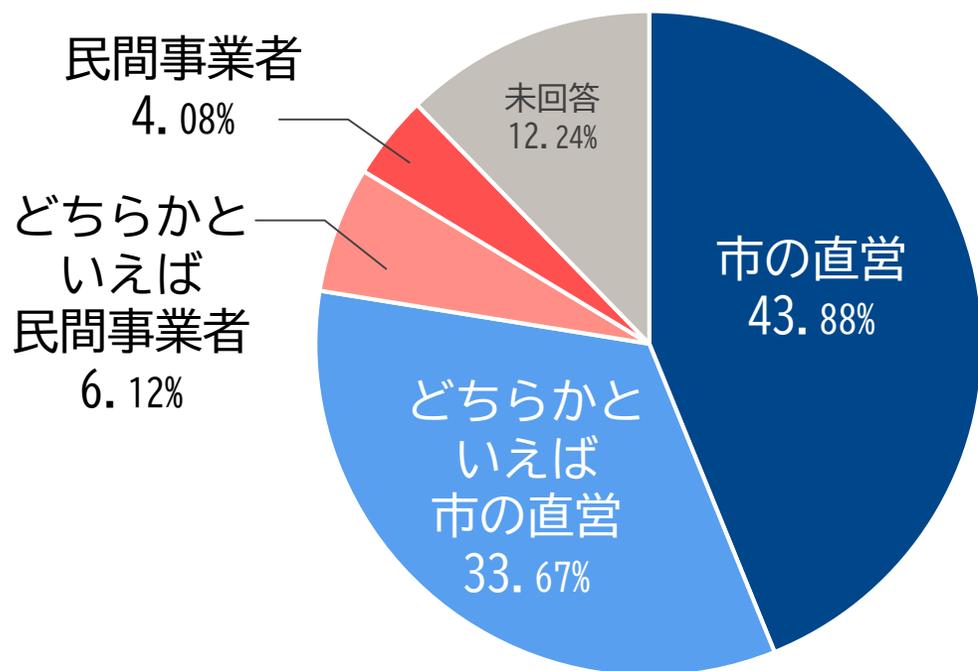
- ▶ うみかぜテラス周辺は茅ヶ崎市を代表するエリアであり地域の賑わい創出や本市の魅力の発信につながることから民間事業者の専門性を活用することの効果は大きいと考えます
- ▶ 貸室利用においては、予約方法等の変更は予定していません
- ▶ 今後の指定管理者の公募や選定要件の策定に向けたご意見をお願いします

指定管理制度導入スケジュール

令和4年8月～	サウンディング型市場調査
令和5年12月～1月	市長や市議会などとの協議
令和5年3月	利用者懇談会
令和5年6月	条例改正（6月議会）
令和5年7～10月	公募・選定等委員会
令和5年12月	指定管理者指定（12月議会）
令和5年1～3月	指定管理者を交えた説明会・懇談会
令和6年4月	指定管理者による業務開始

令和4年度利用者アンケート（9月実施）

Q10 公共施設の中には、民間事業者が事業の実施や施設の管理運営を行っている施設があります。そのことについて、どのように考えますか。



- ▶ 市の直営・どちらかといえば市の直営は約78%
- ▶ 民間の運営は営利活動という印象が強く、料金が高くなるのではないかと心配する声が多い
- ▶ 現状に満足、民間事業者のメリットが不明、両者の違いが分からないといった回答が多い

うみかぜテラスに指定管理者制度を導入することによる皆さまの懸念事項（利用者アンケートなどから）

○利用料金が高くなるのでは？

→指定管理者が恣意的に値上げすることはできません

○公平性がくずれるのでは？

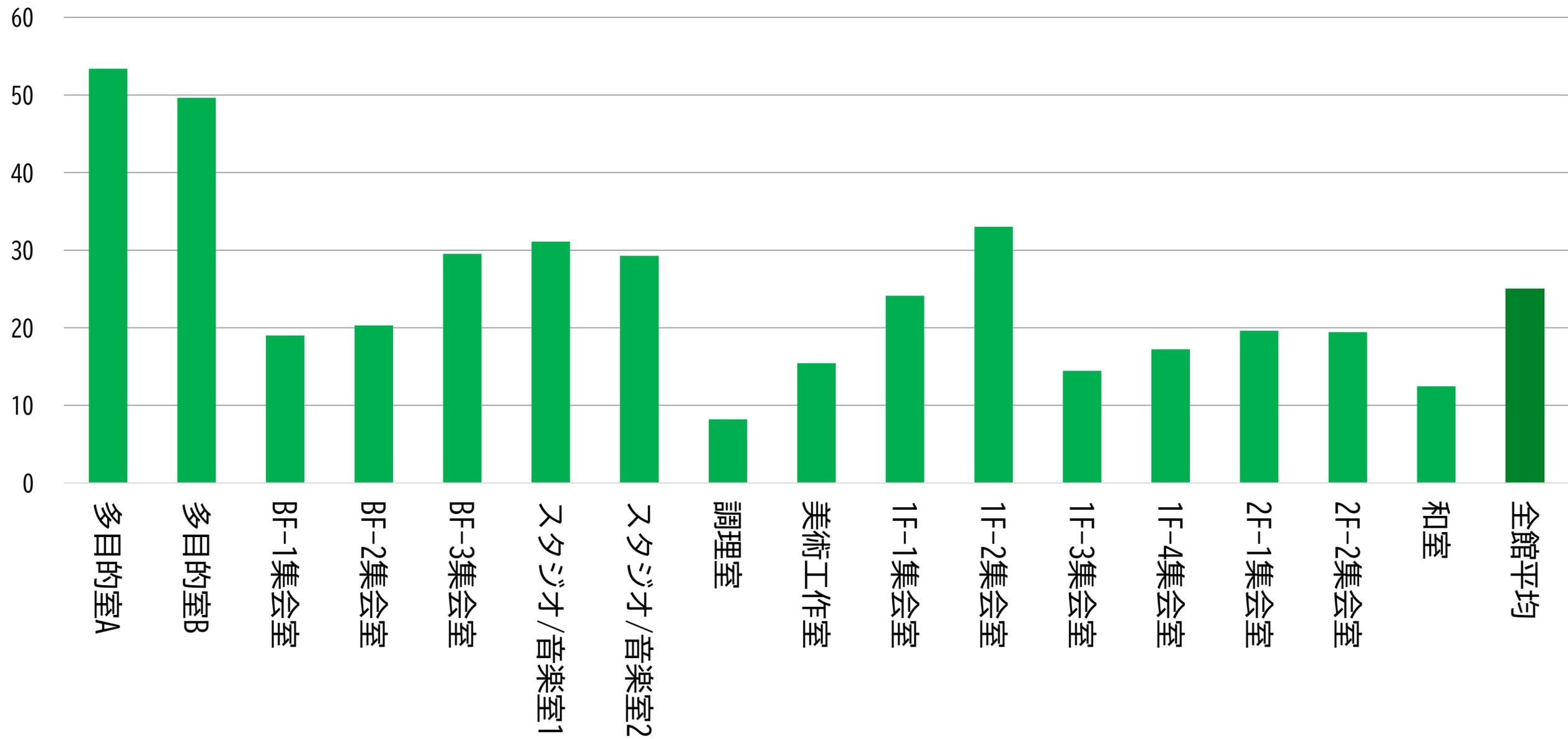
○指定管理者が営利目的にはしないのでは？

→公募や選定において要件を定めるなかで公平性等を担保してまいります

○利用者が増えて、部屋が予約しずらくなるのでは？

→多くの市民の皆様にご利用いただきたいと考えていますので、
ご理解ください

〈参考〉稼働率（令和4年度2月末）



2 令和5年度の施設の運営

令和4年度の施設の運営

▶ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2・3年度から フリースペース等の利用緩和

5月～ 利用人数の上限緩和

6月～ 利用人数・学習室の利用時間の制限廃止、飲食解禁、
フリースペース・調理室等の開放



令和4年度の施設の運営

▶ 登録団体と協力した主催事業の実施



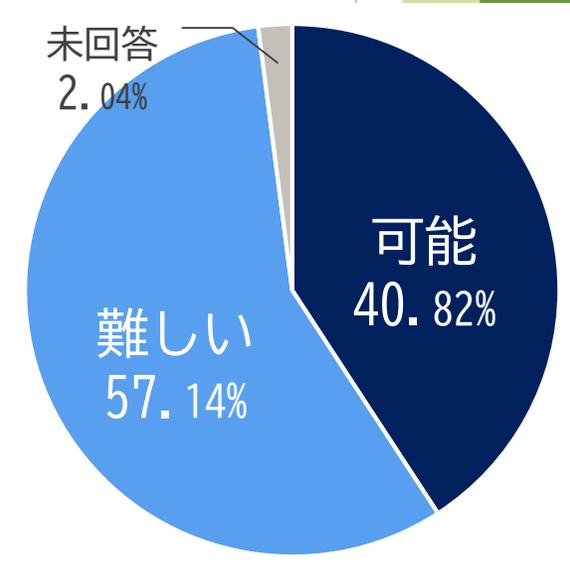
令和5年度の施設の運営

▶引き続き、利用登録団体の皆さまと連携を進めていきたいと考えています

○利用登録団体の紹介を充実させて皆さまの活動の発信を強化します

○皆さまの活動を、主催事業として一緒に実施していきたいと考えています

...利用者アンケートで主催事業への協力が可能と回答 **約40%**



主催事業への協力

施設運営における皆さまからの要望事項

▶ 令和4年度利用者アンケートより（令和4年9月実施）

○ **部屋が夏は暑く、冬は寒いのでエアコンの設定温度を柔軟に対応してほしい**

① 「茅ヶ崎市・寒川町気候非常事態宣言」に基づき公共施設の省エネルギーを推進

② 電気料金の高騰による節電

→ ご理解・ご協力をお願いいたします。

○ **集会室等の机とイスをしまった状態を初期設定にしてほしい**

→ 当初は会議等で机・イスの使用を想定して配置

集会室等は色々な使い方ができるため、各利用団体の意見を聞きながら適宜配置を見直しています（折衷的な配置になる場合もあります）

